

滋賀で育む明るい未来



保育士になる みなさんを 応援します！



保育士修学資金 貸付制度 2026

保育人材の確保を図ることを目的として、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格を目指す学生に対し、修学資金を無利子で貸付を行う制度です。卒業後に滋賀県内の保育所等において5年間継続して従事すると、貸付金の全額が免除されます。

※詳細は、裏面またはホームページをご覧ください。

お問合せ先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 保育士修学資金担当

Tel.077-567-3958 <https://fukushi.shiga.jp/ouen>

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内

ホームページ
はこちらから



保育士修学資金貸付制度について

1.貸付対象者

指定保育士養成施設(保育士を養成する大学・短大・専門学校など)に在学し、卒業後に保育士登録を行い、滋賀県内の保育所等に5年間継続して就労する意欲のある方。

※日本学生支援機構からの奨学金との併用は可能ですが、併用不可の貸付として、母子・父子寡婦福祉資金、生活福祉資金教育支援資金等があります。

2.貸付額(無利子)

修学資金……(学費相当月額5万円以内、貸付総額は120万円が上限です)

入学準備金…(20万円以内、初回貸付時)1年生の場合のみ

就職準備金…(20万円以内、最終貸付時)

※令和7年度からは、就職準備金のみの貸付が可能となりました。その場合は、卒業時ではなく、最終学年へ進級した時に本貸付を受けることができます。

その他生活費加算…(要件あり)

3.返還免除

次の条件を全て満たす場合、貸付額が全額免除となります。

- ① 保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行う。
- ② 同時に1年以内に滋賀県内の免除対象となる保育所等(注1)で保育業務に従事する。
- ③ 5年間継続して保育所等(注1)で保育業務に従事する。

4.返還

保育士養成施設を退学した場合、県外で就職した場合、就職後5年以内に退職するなど保育業務に従事しない場合等は、貸付金を返還していただくことになります。

5.貸付申請方法等

- ① 修学資金の貸付を希望する方は、指定保育士養成施設に入学後、在籍する養成施設等で「募集要項」を受取り、貸付制度の内容、必要な書類等を確認してください。
- ② 申請は、入学後、在籍する各養成施設をとおして行います。申請に必要な書類等は、養成施設の指示に従って、養成施設に提出してください。
- ③ 申請人は本人(学生)です。そのほか連帯保証人が2名(1名は親権者・他1名は申請者とは「別世帯」で、独立した生計を営み課税されている成年者)必要です。
- ④ 住民票、所得を証明する書類、印鑑証明書等が必要となります。
※詳細は、入学後に養成校で確認してください。

(注1)〈返還免除対象となる保育所等従事先〉

私立保育所・公立保育所・認定こども園・乳児院・児童養護施設などが対象です。
無認可施設は、対象外です。免除対象施設の判定が不明な場合は、本会にお問合せください。

